

## 越生町要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事務処理要項

### 1 目的

経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒に対して、就学援助費補助金（学用品費、修学旅行費、給食費等）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、事務処理の適正かつ効率的な執行を期するためにこの要項を定める。

### 2 認定基準

#### (1) 要保護児童生徒の認定基準

児童生徒の保護者が生活保護法第6条第1項に規定する「被保護者」である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

#### (2) 準要保護児童生徒の認定基準

要保護世帯以外の世帯の児童生徒の保護者で、下記の事項に該当する者及び学校長から特に申し出等があった者については、協力機関の助言を求め、補助を必要と認める場合については、「準要保護児童生徒」として認定する。

##### ① 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 地方税法第15条及び第717条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予
- キ 国民年金法第89条及び90条に基づく国民年金の掛け金の減免
- ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付

##### ② 上記①以外の者で、次のいずれかに該当する者

- ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又はハローワークの登録日雇い労働者
- イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- エ 学校納付金の納付状態、被服等が悪い又は学用品、通学用品等に不自由している者等で経済状態が極めて悪いと認められる者
- オ 経済的な理由による欠席日数が多い者

##### ③ ①又は②に該当するか判断が困難な場合は、保護者と生計を一にする世帯全員の前年の所得金額が、次の算式で計算した金額に満たない者

$$\text{所得額合計} \div 1.2 \div \text{支出合計} < 1.30$$

### 3 事務処理

#### (1) 認定処理

ア 本人の申請、学校長の作成した名簿及び関係機関より進言のあった者について住所地を所轄する民生委員の意見を参考にし、教育委員会が認定する。

ただし、2 認定基準 (2) ①に該当する場合は、民生委員の意見を省略することができる。

イ 家庭状況の変動又は町外からの転入者で援助を必要とするものについては、その都度認定する。

ウ 教育委員会は家庭状況に変動があった世帯について年度途中でも認定を取り消すことができる。

#### (2) 申請書類

ア 就学援助費受給申請書 (様式第 1 号)

イ 準要保護児童・生徒に係る世帯表 (様式第 2 号)

ウ その他教育委員会が必要とする書類

#### (3) 決定通知

教育委員会は、申請のあった者について審査し、可否を決定し決定通知 (様式第 5 号) を学校長、民生委員 (意見を省略した場合は除く。) に通知する。又保護者には、決定通知書 (様式第 5 号) 及び委任状 (様式第 6 号) を送付する。

#### (4) 支給事務

ア 補助対象費目及び補助額

a 学校給食費 (町の定めた額)

b 学用品費 (国の定めた限度額に準ずる額)

c 新入生児童・生徒用学用品費 (国が定めた限度額に準ずる額)

d 修学旅行費及び校外活動費 (国が定めた限度額)

e 医療費 (医療機関よりの請求額。ただし、学校保健法施行令による疾病)

イ 支給方法

a 保護者に対する補助金の支給は、各費目とも、原則として保護者の口座に振り込むものとする。

b 追加認定における学校給食費及び学用品費は、月割りで支給する。

c 学校給食費のうち一週間以上の長期欠食者で、給食費が返還された場合は、保護者がその額を教育委員会に返納する。

#### (5) 学校の事務処理

修学旅行費及び校外活動費経費明細書

修学旅行及び校外活動実施後 1 ヶ月以内に全体経費の領収書 (写) を添付し経費明細書を提出する。